

我が国におけるThree Onesの原則に基づいた施策

One agreed HIV/AIDS Action Framework 「包括的なエイズ戦略」

→エイズ予防指針

感染症予防法第11条(特定感染症予防指針)の規定に基づき我が国におけるHIV感染の拡大の抑制、患者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等といったHIV/エイズ予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及びNGO等が共に連携して進めていくべき新たな取り組みを策定。

- 平成11年10月 エイズ予防指針告示
平成17年 患者代表、市民社会代表を含めた有識者によるエイズ予防指針の見直し検討会(座長:木村哲 東京逓信病院院長)の報告書を受けて、
平成18年 4月 エイズ予防指針を見直した

One National AIDS coordinating authority 「国家による包括的なエイズ戦略コーディネート機関」

→エイズに関する関係省庁間連絡会議

エイズ予防指針に基づき関係省庁間の協議の場を設定することで、より一層の総合的かつ効果的なエイズ対策を推進することを目的として設置された。

- 平成12年12月 エイズ予防指針に基づき設置し、第1回を開催
(第2回:16年3月、第3回:16年9月)
平成18年 2月 第4回開催
原告団代表との意見交換会
平成18年 6月 第5回(今回)
市民団体代表とともに国連エイズ特別総会政治宣言について討議

One agreed country level monitoring and evaluation system 「包括的なエイズ政策のモニタリング・評価システム」

→エイズ施策評価検討会(準備中)

国・都道府県のエイズ施策に関する評価・モニタリングを行う。